

## 関係事業者との取引の状況に関する報告書の記載例

### 【前提】

- ・会計年度：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
- ・会計年度末日における総資産：7 億円

### <例 1>

- ・医療法人の関係事業者である理事 A と平成 30 年 7 月 1 日に金銭消費貸借契約を締結し、1,500 万円を借り入れた。（元本返済期日 5 年後、期日一括返済）
- ・平成 31 年 3 月 31 日における借入金残高は 1,500 万円。

### ○医療法施行規則第 32 条の 6 第 2 号に該当するか否か

#### (1) ニに該当する

- ・負債の総額が総資産の 1%以上（借入金残高 1,500 万円 > 7 億円 × 1%）
- ・負債の総額が 1,000 万円以上（借入金残高 1,500 万円 > 1,000 万円）

#### (2) ホに該当する

- ・取引の総額が 1,000 万円以上（金銭の借入 1,500 万円 > 1,000 万円）
- ・取引の総額が総資産の 1%以上（金銭の借入 1,500 万円 > 7 億円 × 1%）

### ○記載例

種	類	役員
氏	名	A
職	業	医師
関係事業者との関係		当法人理事
取引の内容		金銭の借入
取引金額（千円）		15,000
科	目	長期借入金
期末残高（千円）		15,000

## <例 2>

- ・医療法人の関係事業者である理事 B と平成 29 年 10 月 1 日に金銭消費貸借契約を締結し、1,500 万円を借り入れた。
- ・平成 30 年 9 月 30 日に 1,500 万円を約定返済。
- ・平成 31 年 3 月 31 日における借入金残高なし。

○医療法施行規則第 32 条の 6 第 2 号に該当するか否か

(1) ニに該当しない

- ・負債の残高なし

(2) ホに該当する

- ・取引の総額が 1,000 万円以上（借入金の返済 1,500 万円 > 1,000 万円）
- ・取引の総額が総資産の 1%以上（借入金の返済 1,500 万円 > 7 億円 × 1 %）

○記載例

種 類	役員
氏 名	B
職 業	医師
関係事業者との関係	当法人理事
取 引 の 内 容	借入金の約定返済
取引金額（千円）	15,000
科 目	
期末残高（千円）	

### <例 3>

- ・医療法人の関係事業者である理事長 C と平成 29 年 6 月 1 日に金銭消費貸借契約を締結し、500 万円を借り入れた。(元本返済期日 3 年後、期日一括返済)
- ・また理事長 C と平成 30 年 12 月 1 日に土地売買契約を締結し、900 万円で土地を購入した。(代金は全て未払)
- ・平成 31 年 3 月 31 日における理事長 C に対する借入金残高は 500 万円、未払金は 900 万円。

○医療法施行規則第 32 条の 6 第 2 号に該当するか否か

(1) ニに該当しない

①金銭の借入

- ・負債の総額が総資産の 1%以下 (借入金残高 500 万円 < 7 億円 × 1%)
- ・負債の総額が 1,000 万円以下 (借入金残高 500 万円 < 1,000 万円)

②土地の購入

- ・負債の総額が総資産の 1%以上 (未払金残高 900 万円 > 7 億円 × 1%)
- ・負債の総額が 1,000 万円以下 (未払金残高 900 万円 < 1,000 万円)

(2) ホに該当しない

①金銭の借入

- ・会計年度内に取引なし

②土地の購入

- ・取引の総額が 1,000 万円以下 (土地の購入 900 万円 < 1,000 万円)
- ・取引の総額が総資産の 1%以上 (金土地の購入 900 万円 > 7 億円 × 1%)

※基準に該当する取引か否かは、原則として契約単位に基づいて判断する。

○記載例

基準に該当しないため記載はなし

#### <例 4>

- ・医療法人の関係事業者である理事Dに対し、平成 30 年 8 月 1 日に事業譲渡契約を締結し、診療所事業を 500 万円で譲渡した。
- ・診療所事業は資産 1,200 万円、負債 700 万円であった。
- ・譲渡代金の 500 万円はすべて入金済みである。

○医療法施行規則第 32 条の 6 第 2 号に該当するか否か

(1) ニに該当しない（負債の残高はないため）

(2) ホに該当しない

- ・取引の総額が 1,000 万円以下（事業譲渡代金 500 万円 < 1,000 万円）
- ・取引の総額が総資産の 1% 以下（事業譲渡代金 500 万円 < 7 億円 × 1 %）

(3) ヘに該当する

- ・譲渡資産又は譲渡負債の総額のいずれか大きい額が 1,000 万円以上（譲渡資産 1,200 万円 > 1,000 万円）
- ・譲渡資産又は譲渡負債の総額のいずれか大きい額が総資産の 1% 以上（譲渡資産 1,200 万円 > 7 億円 × 1 %）

○記載例

種 類	役員
氏 名	D
職 業	医師
関係事業者との関係	当法人理事
取 引 の 内 容	診療所事業の譲渡
取引金額（千円）	譲渡金額 5,000（譲渡資産 12,000、譲渡負債 7,000）
科 目	
期末残高（千円）	

## 【参考】

### ・医療法第 51 条

医療法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。)との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

### ・医療法施行規則第 32 条の 6

法第 51 条第 1 項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第 1 号に掲げる者が当該医療法人と第 2 号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。

#### 1 次のいずれかに該当する者

- イ 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族をいう。ロ及びハにおいて同じ。)
- ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ニ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人
- ホ ハの法人の役員が他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

#### 2 次のいずれかに該当する取引

- イ 事業収益又は事業費用の額が、1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額又は本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額の 10%以上を占める取引
- ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の 10%以上を占める取引
- ハ 特別利益又は特別損失の額が 1,000 万円以上である取引
- ニ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1%以上を占め、かつ 1,000 万円を超える残高になる取引
- ホ 資金貸借並びに有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1%以上を占める取引
- ヘ 事業の譲受又は譲渡の場合にあつては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の 1%以上を占める取引